

05 法務省(特区第12次 再検討要請)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所属・関係官庁
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、行政書士が代理人として行う商業・法人登記業務を認めること。具体的には、司法書士法第73条を改正し……ただし、行政書士がその業務に付随して商業・法人登記業務を行う場合または他の法律に別段の定めがある場合はこの限りではない、とされた。	行政書士が行う許認可業務の要件は多岐に亘っており、その要件を充足できる内容で商業・法人登記も行うなければならない。許認可に精通していない司法書士に、登記部分だけを委ねるよりも、当初から関与している行政書士が、その業務に付随する範囲内で商業・法人登記業務を行ったほうが、依頼者である国民の利便の増進とサービスの向上に資するはずである。この観点から前向きに検討されたい。法務省は19年度の「あじさい月間」において、推進室からの「商業・法人登記に関する専門的知識を有していることを客観的に判断できれば、行政書士が商業・法人登記業務を行うことができる」として「良いか」との再々検討要請に対し「その具体的な方法が(司法書士)試験制度である。」と回答した。しかし、現在司法書士の半数以上(9,000人)いるとされる認定司法書士は、司法試験を受けることもなく研修と効果測定だけで、従来、弁護士と同等の専門業務であった簡裁での訴訟代理人となる地位を獲得している。法務省の論議からすると、行政書士が商業・法人登記に関する研修を行い、効果測定で認定を得れば、その行政書士は商業・法人登記業務が可能となるはずであるから、この観点から前向きに検討されたい。	C	I	本人が申請できない場合に、代理して商業・法人登記手続を行うことを業とする者には、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、民法、民事訴訟法等の法律科目から出題される司法書士試験に合格しており、そもそも簡裁訴訟代理等関係業務を行う上での基礎的な法律知識を有していることと評価することができるため、一定の研修を終了し、実務上必要となる知識や能力を習得していることが試験で確認された者は簡裁訴訟代理等関係業務という分野について、特に資格が付与されるのである。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況と考えると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。	法務省は、お馴染みの「高度な知識専門的能力」の必要性を強調するが、登記申請書はA4一枚の定型化された書面であり、殊更に当て嵌めには無理がある。要は、添付書類の定数、議事録等の中身の精査能力問題であり、行政書士は権利義務・事実証明書類作成の専門家として、50年以上携わってきているので、十分な能力がある(アンケート調査結果)と国民から認識されている。行政書士の試験でも、商業・法人登記の基礎となる民法、会社法の知識は必須であり、試験に合格した者が更に研修を経て、商業・法人登記業務を行うこととするに不合理な点はない。京都府下を特区として行政書士による商業・法人登記の実証実験をすべきである。		1 0 4 0 0 1 0	国民利便・負担軽減推進協議会	京都府	法務省
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認めること。具体的には、司法書士法第73条第1項第1号の但書「他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない」に回答した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	同様の要望に対する法務省の回答は、公共の福祉を理由とする職業活動の規制で、公共性の強い登記業務の適正な運営のためには、登記に関する専門知識を有する司法書士・弁護士に業務を集中させるべき必要性・合理性があると伺えるが、登記の本人申請が認められている以上一貫し、本人の自由意思で代理人を決定したのであれば、許認可申請の一連作業の中で、少なくとも事業に精通した行政書士の登記申請は例外的に認められるべきであり、それまで規制する許可制・資格制であるならば、自由に対する過剰な制限であろう。国民の利便性向上への具体的な方途を講じ、例えば、試験的に法務局の登記相談窓口の後見に付て行わせてはどうか。	C	I	本人に代わって商業・法人登記手続を行うことを「業」とする者には、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求されるのは当然であり、本人申請が可能であることにより規制が不合理になるものではない。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等の民事実体法に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している代理申請人であると評価することができる。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況と考えると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。		1 0 6 9 0 1 0	個人	京都府	法務省	
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士業務に付随する商業・法人登記を行政書士が代理人として行うことを認めること。	行政書士は業務を通じ継続的に法人と接触しその実情をより知しうる立場にあり、また相談業務等を通じ法人の実体形成過程に関与する。それを公示する登記は司法書士が一旦担当するが、改めて当該登記に関連する許認可手続を行政書士が行う。形式的な職域を理由とするかの一連業務の区分は、その不利益を国民に負担させていると言わざるを得ない。また「19年度の登録申請の情報や書式が簡単に入手できる結果、申請数の実に20%を超える本人申請を許しながら(平成15年6月度の東京法務局への申請数)、他方で登記の公益性を担保するため代理人には高度な法律知識及び専門的能力が必要として、本人の責任において委任された行政書士の登記申請を1件たりとも許さないのはいかにも説得力を欠く。従って、国民の利便性向上の観点から、行政書士業務に付随する商業・法人登記を行政書士が代理人として行うことを認めるよう要望する。	C	I	本人に代わって商業・法人登記手続を行うことを「業」とする者には、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求されるのは当然であり、本人申請が可能であることにより規制が不合理になるものではない。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、民法、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している代理申請人であると評価することができる。行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	業として商業法人登記を扱う場合、一定の能力が要求されることは当然である。問題は、商業法人登記のすべてが高度な法的知識を要するものばかりではない。これは申請数の20%が登記の素人である本人申請である事実が正に商業法人登記のうち、多くの部分が容易にできる業務であることを示している。そこで行政書士業務に関する商業法人登記の内、行政書士が扱う業務をカテゴリー化すること、その業務について研修を行うこと、研修の受講者へは一定の認定資格を与えることとしてそれ以外の行政書士は商業法人登記を扱えないこととする。さらに行政書士試験に上記カテゴリーに対応した商業法人登記を加えることで十分対応できると考える。		1 0 7 5 0 1 0	個人	京都府	法務省
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認めること。具体的には、司法書士法第73条第1項第1号の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない、との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行う事を明文化する。	1. 本要望は各方面から再三再四にわたり、強く要望が出されているところであるが、法務省の認めない理由として、その能力担保を司法書士試験のみに限定している。これは始めから「結論ありきで、国が押し進めている司法制度改革や隣接法律専門職の垣根の撤廃論、業務の相互乗り入れなどの規制緩和に逆行しており、どのように検討すれば国民の利便性向上に繋がるといえるか」という姿勢が全く感じ取れない。2. そもそも我が国は1872年の司法官制制定によって「証人」、「代理人」、「代書人」制度を誕生させた。「代書人」は1919年に行政代理人、司法代書人に分化し、その後の経緯を経て現在の行政書士、司法書士に至っているが、それは利用者の国民の観点からではなく、あくまでも行政の創規主義や縦割行政が起因で益益優先の省庁の既得権益に他ならない。行政書士と司法書士の業務問題や共通事務が現存することが、それを如実に表している。3. 法務省は国民の利便性から再考し、行政書士の業務実態を把握した上で、行政書士に業務遂行能力があるか否かを京都府において一定期間、実証実験を行えるよう商業・法人登記業務の開放措置を講じるべきである。	C	I	本人に代わって商業・法人登記手続を行うことを「業」とする者には、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。		1 1 1 4 0 1 0	個人	京都府	法務省	
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認めること。具体的には、司法書士法第73条第1項第1号の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない、との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行う事を明文化する。	行政書士業務である会社設立時における定款作成は、民法、会社法の理解が必須であり、行政書士試験科目においては当該法より出題されている。その結果である登記申請を行うことは困難なことではない(国民の負担軽減にも繋がる。先に法務省により行われた、商業・法人登記業務の実態調査に関するアンケート結果では、国民は行政書士の商業・法人登記に関する業務に満足しており、これは行政書士が専門的能力を有していることと認めている。さらなる能力担保措置として、行政書士法第13条の2により法定されている「研修義務」の強化を図る。能力認定制度導入を検討すればよい。以上の観点から要望する。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	商業・法人手続は、必ずしも専門知識を有していない本人申請が可能である現状であることを踏まえて、会社設立業務に關する頻度の高い行政書士においては、試験科目にないこの能力担保措置として能力認定制度の導入等の検討をされることを要望します。		1 1 1 4 0 1 0	個人	京都府	法務省
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した業務に付随する範囲内において、行政書士に商業・法人登記業務を開放すべきである。	法人を設立する場合、その事業において営業許可等の許認可を必要とする場合が多く、複雑な許認可要件(例えば資本金の財産的要件、役員の資格要件等)を理解し、要件を満たした内容で登記をする必要がある。また登記事項を変更する場合でも変更内容の判断を誤れば、既に取得している許認可の要件を欠き、許認可取り消しの対象となる。全国の司法書士の数が18,818人。これに対して行政書士は39,435人(H19.10.01現在)となっており、倍以上の行政書士が全国に存在するにもかかわらず、許認可に精通しない司法書士のみが商業・法人登記業務を独占業務とするこは、国民にとって事業の断念、登記のやり直しによる手間と費用の増大等の不利益をきたす恐れがある。	C	I	商業・法人登記手続を本人に代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	行政書士試験の科目に会社法は含まれていない。また商業登記法等に関する科目については、各都道府県の行政書士会を通じて、会員に対する研修を実施することで能力担保は十分に可能である。そもそも全国の法務局において、素人である国民が窓口相談を受ける程度で本人申請が可能であるにもかかわらず、高度な知識及び専門的能力がなければ出来ない」と主張するのは、理由にならないと考えます。行政書士ならば、民間業者が販売する実務書を用いても正確な登記手続を完了する能力は十分にあり、許認可に精通する行政書士が業務に付随する登記手続を代理することで国民の利便性が向上する以上、法務省には真摯に再検討していただくことを求めます。		1 1 2 4 0 1 0	個人	京都府	法務省
050010	行政書士へ法人登記の開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	登記業務は、司法書士でない業務委任が受けられない制度になっておりますが、登記と行政府の許認可業務が一体に行う事件については、付随業務として行政書士が法人登記申請の代理権を付与して、法人設立の利便を図られたい。	現在、建設業は苦境にあり廃止、新設が繰り返し行われる状況にあり、法人が解散すればその一部役員が新会社を設立します。この場合国及び都道府県への建設業許可申請の前段で会社を設立する定款の作成を行政書士が行い、法人登記申請は本人が法務局の指導を受けて行う(行政書士が説明・助言をします。)。登記事項証明を添付して建設業許可を得る営業します。法人設立者は、時間的にも金銭的にも恵まれない状況の段階でのスタートであり、司法書士に委任する経済的余裕も時間的余裕もありません。建設業の特に不況地帯を特例として、行政書士に開放したければ安価でも適切な業務が促進できるので、優れた法人が誕生し建設業の発展につながります。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。		1 1 2 4 0 1 0	個人	兵庫県	法務省	

05 法務省(特区第12次 再検討要請)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050020	土業の規制緩和と再構築	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。	司法書士・行政書士業務の規制緩和	各士業が、法定業務範囲の垣根を下げなければ広く社会の需要に対応できない。行政機関に生活保護を申請するのは行政書士の独占業務。されど司法書士が破産の申立書を作成し、破産宣告を受け、生活保護申請となった場合、司法書士は関与出来ない。規制改革すれば、一連の手続を一人の士業に依頼出来る。商業登記制度を含め、行政書士、司法書士両制度の職務範囲を利用者たる国民の目線で規制改革すべし。両制度の統合も良い。申請官庁が異なるだけの二つの書士制度は国民に混乱を招き不要だ。必要性を説くのは各士業の縄張り意識のみ。国民の利便の観点から検討することを要望する。	C	裁判所に提出する書類を作成するには、民法等の民事実体法はもとより、民事訴訟法等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、破産手続開始の申立て等裁判所に提出する書類を作成するための専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況と見なされるか、回答された。よって、要望を認めることはできない。	費省の回答によれば、「行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答された。			1 0 4 8 0 1 0	個人	京都府	総務省 法務省	
050030	土地家屋調査士特区	土地家屋調査士法第9条第1項、第47条第1項、第52条、第63条、第73条第1項	土地家屋調査士は、その事務所のある地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一個の調査士会を設立しなければならない。調査士となる資格を有する者が調査士となるには、調査士会連合会に備える名簿の登録を受けなければならない。この登録の申請をする者は、申請と同時に調査士会に入会する手続をとらなければならない。調査士会に入会していない調査士が調査士業務を行うことはできない。	複数の土地家屋調査士会の設立が可能とする特区	調査士会は単に会員の指導・連絡のみをしている訳でなく、現実には、境界問題に関するADRをしていたり、ADR認定の特別研修の協力機関であったりしている。前者はいつまで不熱心で、後者は独自の規制をしたりして、大変腐っているため、新たな会が必要とする。松江地方法務局の管轄区域である。法務省当局がきちんとした指導をしない以上、新たな調査士会の創設が必要である。に同じ後者の場合は確かに改善したが、責任者は役員としてどまり、指摘した者は再任を拒否するなど、腐った会は今も継続し、今後も新たな事態が生じるたびに、新たな誤ったことがなされ、まともな会員は多大な迷惑となる。前者については、まともな会員の権利は侵害されたままである。また、利用者であるべき国民も多大な損失が生じている。弁護士会などは1個とは規定されていない、調査士会のみが1個である根拠はまことに乏しい。会員の指導が別個であることに当局には疑念があるようであるが、悪貨が良貨を駆逐しても、同一の指導である方が良いとするのは、会員のためにもなく、国民のためにもない。単なる当局のご都合主義ではない。2個の調査士会があることで、国民のためになるのであれば、規制を緩和する価値は大きい。2個の調査士会が存在しても、いずれも連合会に加入するわけで、基本的な会員への指導の連絡が異なる訳でなく、当局の監督も受けるので、弊害が生じるおそれはない。生ずるとすれば、後者のとおり現在も生じている訳で、それに対して内部からの指摘がなければ、放置している訳で、強制加入の単位会制度をやめる以外に弊害の除去はできない。	C	会の運営に関することであり、会(会員)の自主決定による。法務局の指導と新たに会を創設することは関係ない。に同じ、他資格の会の事情は直接関係しない。会員の都合によって、別の会が設立されるのであれば、会の乱立を招き、ひいては国民の利便がかえって阻害される。基本的な会員への指導及び連絡が異なるのであれば、複数の会を設立する必要がない。よって、要望を認めることはできない。	土地家屋調査士法第47条において、「一個の調査士会を設立しなければならない」と規定されている理由を明確にご教示いただきたい。			1 0 4 1 1 0 1 0	個人	島根県	法務省	
050040	戸籍事務を取り扱うことができる職員範囲	戸籍法第1条、地方自治法第154条	戸籍事務は、市町村長がこれを管掌するとされており(戸籍法第1条)、その指揮監督の下に補助機関である職員をしてその処理につき補助させることができるとされている(地方自治法第154条)。	戸籍事務の取扱いを正職員のほか、再任用職員および任期付職員においても取り扱うことができるよう措置を求める。	戸籍事務は正職員以外の者が取り扱うことは、「戸籍届出の受理や謄本の交付等は、行政処分であるため、民間事業者に守秘義務等の一定の要件を課したとしても、戸籍事務管掌者の指揮監督下にある職員以外の者が行うことができない」との回答(地域再生:第1次提案)にあるように、戸籍事務管掌者たる市町村長が指揮監督のもと、正職員が実施しなければならない解釈しているところである。今後、本市の駅前サービスセンターにおいて、再職員の謄抄本等の交付請求に応ずるか否かの行政行為(公証)を正職員以外の職員に行わせることができるよう取組みを進めているところであり、当該職員が交付請求に応ずるか否かの行政行為を実施できるよう措置を求める。地方公務員法第28条の4の常勤再任用職員、同法第28条の5の短時間再任用職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の職員、同法第5条の短時間勤務職員の職員	D	戸籍事務は、市町村長がこれを管掌するとされているが(戸籍法第1条)、戸籍事務管掌者である市町村長が戸籍事務のすべてを処理することは不可能であるため、その指揮監督の下に補助機関である職員をしてその処理につき補助させることができるとされている(地方自治法第154条)。再任用職員及び任期付職員については、正職員と同様、地方公務員法上の規定が適用され、地方自治法上の補助機関である職員であることに変わりはないため、これらの職員が戸籍事務を取扱うことについて制限はない。				1 0 0 8 0 1 0	大東市	大阪府	総務省 法務省	
050050	地方税徴収業務の民間開放(徴収関連業務)	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には罰金が科される。	地方自治法、地方自治法施行令、地方税法その他法令の改正において、公金の徴収若しくは収納の権限についての規制緩和措置を設けていただきたい。	地方公共団体では、各種税および国民健康保険料(料)の滞納率が上昇傾向にある。さらには、2007年問題に見られる職員数の低下への対策として、事業のスリム化へが進められている。このような状況の中で、各団体では管理職の戸別訪問等の滞納対策を実施しているが、高い効果が見込まれていない。このような状況の中で、収納率向上を図る改善策として、地方税法上の「督促、行為の民間開放を提案する。これにより、収納率の向上と2007年問題への対策が見込める。	C	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁止している趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債権者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の見直しや減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。	弁護士法の観点から回答いただいたところであるが、地方税徴収についても、地方税法等において民間事業者への委託が可能である旨が明記された場合には、徴収できると解してよい。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答された。			1 0 7 3 0 5 0	㈱アイネス	東京都	総務省 法務省	
050050	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査・差押の各種限の民間事業者への授権	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には罰金が科される。	税目により異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第298条(質問検査権)、第329条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条(国税徴収法141条(滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授権できる旨の規定を置く。督促状において、民間による調査を拒絶し、捜索権限度まで有する旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したのとして扱う。民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第141条三～四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授権しない(なお、必要であれば国税徴収法施行令第13条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く)。これにより、滞納者本人への直接接触を回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。	地方税徴収業務では徴収費用が増加し、また近年は時効欠損を潜らんと放置したとして首長が取訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。時効中断には主として督促と差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限までを授権すべきである。ところが、地方税法上は督促も差押も徴収税目のみ授権され、民間への授権は困難である。しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない(その証左に、非公営型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授ける立法例が20事例以上も存在する)。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その刺戟ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能はずである。罰則付調査権を根拠に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最刑罰45.1218によれば公務執行妨害罪の補足的規定とされるが、本体たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうる。補足的規定は民間不可というのには、判例との整合性に疑問がある。なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。	C	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁止している趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債権者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の見直しや減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。	弁護士法の観点から回答いただいたところであるが、地方税徴収についても、地方税法等において民間事業者への委託が可能である旨が明記された場合には、徴収できると解してよい。			2 0 1 0 1 0	市場化テラ推進協議会	東京都	総務省 法務省	
050060	入国管理行政	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については受け入れを認めていない。	外国人の単純労働者の受け入れ	現在、就労目的でありながら、結婚や留学のビザを持って日本に入国する外国人が少なくない。一方、このような目的を持って入国する外国人の労働力が不可欠な業種もあると思われる。このような不正目的の外国人は自身が不正であるとの認識があるから、納税をすることもないし、雇入れ側も、弱みに付け込んで付与しなくてはならない福利厚生を施さなかったり賃金の未払いをしたりすることがあるようである。80兆円の国債がある我が国であるから、せつが労働者を正規に認め、納税を増やすことが必要であると考える。	C	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については受け入れを認めていない。なお、当省においては、「第3次出入国管理基本計画」において、現在では、専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについて着実に検討していくこととしているが、その際に、新たに受け入れを検討すべき産業分野や日本語能力などの受け入れ要件を検討するだけでなく、その受け入れが我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響(例えば、治安、労働市場、産業発展、構造転換、社会的コスト等)と与える影響を十分に勘案する必要があると考えており、いずれにしても、関係機関等との十分かつ慎重な議論を尽くして結論を出すべき課題ではないと認識している。			1 0 2 7 0 2 0	個人	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省		
050070	留学・研修経験のある外国人医師のへき地医療特区又はへき地における規制緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表 出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令	在留資格「医療」は、医師、歯科医師その他法律上資格を有する者(薬剤師、保健師、助産師等)が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動を行う外国人に許可される。なお、「医師、歯科医師」とは、日本の医師法又は歯科医師法によって医療活動を行うことができる医師、歯科医師を指し、また、「その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務」とは、我が国の法律で特定の資格を有する者のみが行うことができる医療関係の業務を指す。	日本に留学・研修した経験のある、日本の医師と同等の技能を有する外国人医師が、へき地等の医師不足地域において医療行為に従事することを可能にする。	地方における医師確保は医師不足地域において、優先度の最も高い政策課題の一つとなっている。特に、医師の専門志向や大病院志向による都市部への集中、卒後臨床研修導入後の研修医の都市部への流出などの影響で、医師の偏在が拡大しており、へき地等の条件不利地域における医師不足の状況は悪化の一途をたどり、勤務医の就業条件は過酷を極めていくと、地域住民への医療供給に深刻な影響が生じている。現在、日本の医師免許をもたない外国人医師は、日本国内での医療行為は認められていない。一方、日本は、毎年多くの医療技術者を学ぶ外国人留学生、研修生を受け入れており、日本の生活文化や医療環境に慣れ親しんだ経験を持つ外国人医師が、世界各国で医師として活躍しているが、これらの留学経験等のある医師は、日本の医療環境にも適応でき、へき地医療拠点病院等においても地域医療を担う医師としての活躍が期待できる。医師は、高度な専門的知識、技能を有することを求められるため、日本で医療活動を行うにあたっては、日本の専門医に相当する医療技術者であることを前提として、医療関係者による評価を行うことにより、医療技術を習得する。現在国では、緊急臨時的な医師派遣制度を構築するなど、地方の医師不足解消に御尽力いただいているが、「臨時的」である上に、派遣人数についても限定された人数となっている。本特区もしくは規制緩和の実施を行うことで、へき地等における医師不足解消の一助となることと期待される。(別紙 補足資料あり)	C	当省では、いわゆる高度人材の受け入れ促進を図る観点から、平成18年3月、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正し、「医療」の在留資格に係る上陸許可基準における外国人医師の就労制限(就労期間、就労可能地域等)を撤廃しているところ、本件要望にある日本の医師免許を持たない外国人医師の就労の問題については、医療制度所管官庁において検討すべきものである。	費省の回答によれば、「日本の医師免許を持たない外国人医師の就労の問題については、医療制度所管官庁において検討すべきものである。とのことであるが、医療制度所管官庁での検討を尊重して、必要であれば、法令等を改正すると解してよいと確認された。			1 0 2 4 0 1 0	新潟県	新潟県	法務省 厚生労働省	

05 法務省(特区第12次 再検討要請)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁			
050140	在留資格「人文知識・国際業務」の必要な知識に係る科目専攻要件の撤廃	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要	「人文知識・国際業務」の在留資格認定基準の1つである「従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業する」との業務必要知識の専攻要件を緩和し、大学を卒業すれば、日本人の就職と同様に、一般事務、営業、企画業務等に就労することを認める。	優秀な外国人が姫路に留学、就職することにより、姫路地域における活性化を図る。 具体的には、現状においては学歴要件により専攻課程修了後の留学生在に在留資格が付与されず、日本で就職できないケースも少なくない。通用として「専攻科目の内容と従事しようとする業務に関連性が認められれば、在留資格を許可されることが、どのような場合に関連性を認められるのか明確ではないため、企業としても優秀な人材の採用機会を逸することにもなりかねない。 姫路獨協大学留学生在が卒業後姫路で就職する場合には、通訳業務、貿易業務に捕らわれず、一般事務、営業、企画業務等の職種の就労を認めることにより、就職の機会が増大することになる。日本で就職を希望する留学生在が、当大学への入学を希望することにつながり、また、その留学生在が姫路商工会議所会員企業に就職することが期待できるため、優秀な人材を姫路地域に招聘できることとなる。 また、人口減少が必至となる日本において、将来、外国人受入れを拡大する場合のモデルケースとなる。	C	前回あじさい月間でも回答したとおり、我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するために設けられており、特に、我が国で労働を目的として在留を希望する外国人が、過去に大学等においてどのような専門的知識等を修得したかを判断する上で学歴要件は必須であり、その撤廃は困難である。 また、適用して、当該外国人が大学等において修得した専攻科目の内容と、本邦において従事しようとする業務に関連性が認められれば、その他の条件に適合していることを条件に、在留資格「人文知識・国際業務」を許可することとしていることは前回あじさい月間で回答したとおりであるが、「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」において、「技術」、「人文知識・国際業務」の適用の明確化として、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格の下で行うことができる業務として、具体的にどのようなものが含まれるかについて、典型的な業務の事例を公表して、申請者の予見可能性を高めるとともに、出入国管理関係法令の運用の明確化及び透明性の向上を図ることについて、平成19年度以降逐次実施することとされている。	右記提案主体の意見につき回答されたい。 また、提案主体の提示している事例について、大学等において修得した専攻科目の内容と、本邦において従事しようとする業務に関連性が認められるか否かについて、責務の見解を示されたい。	最近の事例では、海外進出希望企業への就職が内定した留学生在が、現時点でその企業が海外進出していないという理由で入国管理局より在留資格が得られなかったケースがあるなど、より具体的な業務事例の公表と条件緩和を求められるところであるが、現在の姫路獨協大学留学生在は、外国語学部日本語学科で一般教養や日本語等を習得し、その分野の就職先を探している。しかしその数は少なく、今、学部を外国語学部から経済情報学部へ変更希望するものも出ています。このような場合、経済情報学部を卒業し、情報系企業へ就職した留学生には就労する職種に制限はあるのかどうかお伺いしたい。						1 0 8 1 0 1 0	学校法人獨協学園、姫路獨協大学、姫路商工会議所	兵庫県	法務省 厚生労働省
050150	在留資格「人文知識・国際業務」(うち国際業務)の要件撤廃	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、以下のいずれにも該当することが必要。 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザインその他これらに類似する業務に従事すること。 従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること(ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。)	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者が、母国語を活用して就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格変更を行う際に要求される現行要件(学歴、実務経験年数(3年以上))以外の評価基準の整備を求める。	世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かして外国人研究者の受入れ促進を図っている。 現在、当該研究者は長期(最大5年)に渡る研究プロジェクト等で研究活動を行っているため、家族での滞在を希望しているが、長期滞在ゆえ家族自身も積極的な社会活動への参加を望んでいる。家族での滞在がしやすい、より魅力的な研究環境を提供することが、ひいては優秀な人材の集積、新産業創出による地域経済の活性化につながるものと考えているが、現在、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う際には、学歴又は実務経験年数(3年以上)が要求されており、母国語の能力を活用した社会参加への道を困難なものにしている。 ついでには、現行要件を撤廃することで、外国人研究者の配偶者が社会活動へ参加できる道を開いていただきたい。また、単純に現行要件を撤廃することが困難というのであれば、現行要件に代わる別の基準をもってその能力を評価できる体制を国において整備していただきたい(相互認証、国家資格等)。	C	前回あじさい月間でも回答したとおり、専門的分野における活動を行う知識、経験を有する者か否かを判断するため、実務経験年数要件の撤廃を行うことは困難である。一律に要件を緩和することは、単純労働者の受入れにつながるものでもあり、政府として外国人労働者受入れに係る基本政策を変更することなく、措置を行うことは困難である。 また、いわゆる国際業務に従事する活動が「人文知識・国際業務」に該当するといえるためには、単にその者が外国人であるというだけでは足りず、日本国内の文化の中で育てられないような思考又は感受性に基づき一定水準以上の専門的能力を持っていることを必要とし、同水準を担保するため、「3年以上の実務経験」という要件を設けているものであること、現段階においては、これと同等の能力を客観的に評価できる国家資格等があるとは承知しておらず、ご提案のような要件の緩和は困難である。 なお、社会の実情等を踏まえ、例えば、相互認証や客観的指標、技術レベルを評価し得る国家資格等を通じ、現状と同等の専門性、技術性が確保されることが広(社会一般において認められていることが具体的に確認できれば、当該国家資格等をもって学歴・実務経験要件を緩和するとともに)について検討が可能となる。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	外国人研究者が家族滞在しやすい魅力的な環境を整えることで、優秀な人材を確保し新産業創出につながる研究を促進して地域経済を活性化させることを目指しており、その一環として研究者配偶者が社会参加できる道を開くことが重要と考えている。 現在、それを困難なものにしているのが「実務経験年数」要件であるが、たとえ当該要件を満たしていなくても、日本文化にはない思考・感受性に基づき一定水準以上の専門的能力を持ち、母国語を活かした就労が可能な人材はあるはずであり、それら人材を発掘する新たな基準づくりをお願いしたい。					1 1 2 0 2 0	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省 厚生労働省	
050160	「技術」の必要経験年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が自然科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要	現在相互認証されている資格・試験以外の民間ベンダー資格などについても相互認証の対象となるよう、国における考え及び拡大に向けた整備を求め、新たに対象となった資格等を有する外国人について、在留資格「技術」において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和することが必要	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。このようななか、情報産業等においてIT技術者が不足し、海外から優秀なIT技術者を確保しなければならぬ状況である。技術者を雇用する際に民間ベンダー資格など様々な資格・試験を指標としており、相互認証されている国家資格以外のものも専門分野での能力を確認し得るといえることから、当地域において優秀な人材を幅広く確保するために、現在相互認証されている資格等を拡大し、新たに相互認証の対象となった資格等を有する外国人について、実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和することを求めるもの。	C	専門的分野における活動を行う知識、経験を有する者か否かを判断するため、在留資格「技術」に係る上陸許可基準に「大学若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」という学歴要件及び実務経験年数要件を設けているところ、平成16年法務省告示第363号(平成16年8月27日施行)により、日本のIT関連資格と相互認証された外国の資格・試験のうち、法務大臣が告示で定めた試験に合格し、又は資格を有している外国人については、情報処理技術に関する専門的・技術的知識等を下し認められることから、当該学歴要件及び実務経験年数要件に関わりなく(入国できることとなっている。法務省においてご提案にある「民間ベンダー資格」が、専門性・技術性の点で同等性が確保されていることが広(社会一般に認められるものとして相互認証され得るもの)か否かは当省所管外であるため判断できないため、情報産業界のベンダー資格認定制度を所管する省庁と相談されたい。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	多くのIT技術者は、自身の情報技術能力の証明として民間ベンダー資格を取得して企業に雇用されており、同資格は情報産業界において広く認められている現状があることから、相互認証の対象となるよう検討を要望しているところである。 また、在留資格「技術」の実務経験年数要件の緩和について、右記意見にもあるとおり、提案主体は民間ベンダー資格の取得を例示として提示したものであるため、現在、経済産業省で相互認証されているにもかかわらず、法務省告示に定められていない資格等についても、法務省告示に定めることができないうかが検討されたい。					1 0 9 3 0 8 0	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省	
050170	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して法別表第1の2の表の「技術」の項又は「人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要	在留資格「企業内転勤」において要求される関連業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和することが必要	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。これらの企業において、事業展開の時機を失することなく人材を確保することが重要であることから、ひょうご「神戸」で勤務させることを前提に外国で新たに雇った者のうち、雇用前の別会社において「技術」「人文知識・国際業務」(うち人文知識)分野で3年以上の実務経験を有する者について、転勤前の従事期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和することを求めるもの。	C	在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際化に対応するため、外国で活躍している職員を、一定期間の「転勤」として、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」とは異なる簡易な要件の下で受け入れるものであり、「技術」等の上陸許可基準において規定されている学歴要件や実務経験年数要件が課されていないことにより、これら要件の緩和が困難である。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	転勤前関連業務従事期間を緩和する要件として、転勤前従事期間「6ヶ月以上」に加え、雇用前の別会社で「技術」及び「人文知識・国際業務」(うち人文知識)分野での「3年以上」の実務経験年数を課している。本県が提案するこの要件は、現行の要件に比して条件を単純に緩和するものではないと認識している。 また、中国をはじめとした各国の企業が対日投資を行う場合、ビジネス情勢が目まぐるしく変化するなかで好機を逃さないよう迅速に事業を展開する必要がある。このようななか、兵庫・神戸において、本国からの優秀かつ適切な人材の早期確保が可能となれば、対日投資の促進及び地域経済の活性化を図ることができる。					1 0 9 3 0 9 0	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省	
050180	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売の要件緩和	地方財政法第32条 当せん金付証券法第4条 刑法第187条	発売主体は、都道府県及び政令指定都市となっている。 富くじを発売した者は、2年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売を可能とする為、当せん金付証券法第4条の都道府県や政令指定都市の他、当せん金付証券の発売可能な地域の要件緩和を求める。	地域基金の原資として、鞆の伝統ある「富くじ」を伝統祭事のおくし神事、をアレンジして復活させ、当選金の支払い、地域通貨で行う。地域基金使用用途は、台風、地震、津波等の天災後の復興支援 若者、新規定住者用の住宅取得、改修用低利、無利子貸付 地域産業振興用低利貸付 町並み保存 高齢者介護福祉(地域老人への配食サービス、グループホーム、医療介護施設)の経営) 子育て支援(共働き夫婦のための託児サービス、情報誌作成) 環境保全、改善、自然との共生(不用品のリサイクル、生ゴミの堆肥化、ゴミ5Rの推進) 都会と地方の交流 生活支援等(コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行等) 提案理由: 鞆町の伝統的な町並みや港湾施設等が調和した風景は、日本人の心の原風景であり、歴史を将来に渡って体感する、豊かな遺産でもあり、新しい創造へのよすがともなる。有形、無形の現在進行形の歴史的な文化財の「もたらさ」となっている。それと同時に、鞆町は少子高齢化、過疎化、歴史的建造物の老朽化、防災、生活環境整備、産業振興、道路整備、有効土地利用等の多くの課題を抱えている。そこで、江戸時代に行われていた港湾整備等を目的とした「富くじ」を「まちづくり」を目的とした地域基金の原資調達の一つの手段として復活させ、諸問題を解決する資本とする事によって、地域資源をリサイクル、リプレイさせ、その収益を地域に還元させて行く事により地域間格差の是正が可能となる。 代替措置: 提案の目的は、広く多くの人々に参加していただく地域特性を活かした「まちづくり」を実現する為の地域再生基金原資調達の懸賞付寄付キャンペーンである。懸賞品は、日本円ではな(毎月10%減値する地域通貨である。今年福山市では、レジ袋の削減、環境美化活動への取組み等、誰でも出来る身近な活動を通じ、環境意識向上と、環境に優しい生活スタイルを目指し、地球環境保全や循環型社会形成を促進する事を目的にマイバッグ等の利用及び環境美化等に協力した人に対し、エコシールを発行した。応募カー(エコシールを貼ったもの)の抽選により賞品が当たる「懸賞付エコキャンペーン」を行った。これと同様である。又、地域文化や伝統を活用した観光事業にも資する行事でもあり、宝くじ(とは、目的や意義を異にするものである。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と異なっております。	E	宝くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的事業に活用することを目的とするものであり、できるだけ広く一般住民に均等に化できるよう、刑法で禁止されている富くじの例外として、原則として広域的な行政主体である都道府県と指定都市のみにその発売権限を認めてきたもの。 また、市町村が宝くじを発売することについては、上記の宝くじの発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興宝くじ(サマージャンゴ、オクトムジャンゴ)を発売することとし、その収益の活用方法等については、各県単位で市町村が自ら決定し、市町村のために効率的に活用されているところ、したがって、既に市町村が宝くじを発売すると同様の結果が得られているもの。 今回のご意見にある「懸賞付寄付キャンペーン」であること、ご提案の「当せん金付証券の発売主体の拡大」とがどのような関係にあるかが明らかではないのでコメントできない。なお、「富くじ」の発売については刑法において禁止されているところ。						1 0 2 3 0 4 0	鞆の浦り・サンライズプラン	個人	広島県	総務省 法務省	

05 法務省(特区第12次 再検討要請)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所属・関係官庁
050190	入会権の相続権利確認等に係る事務手続の簡略化	不動産登記法第62条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による不動産登記に関する政令第2条・第4条・第5条(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第14条第2項・第23条第2項)	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(以下「法」という。)第14条第2項又は同法第23条第2項の規定において、当該土地について必要な登記は、都道府県知事が遅滞なく囑託しなければならないと定められているところ、登記の囑託をする場合には、不動産登記法の特例を定めている、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による下記の情報を登記所に提供しなければならない。 囑託情報(令第4条第1項) ・不動産登記令第3条の各号に掲げる事項 ・法第14条第2項又は法第23条第2項の規定により登記を囑託する旨 ・所有者が登記名義人と同一人でないときは、当該所有者の氏名又は名称及び住所 ・法第11条第3項又は法第22条第4項の規定による公告があったことを証する情報 また、法による不動産登記に関する政令第4条第2項により、不動産登記法第25条第7号の規定の準用が除外されており、囑託情報の内容である登記義務者の氏名若しくは住所が登記記録と合致しないときであっても却下しないとしている。	共有林野について、入会権者が戦後外国に渡り不明の場合や死亡により相続人が不明の場合等には、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって、官報で公告するなどして、権利を確定できるようにし登記可能とする。	市内には、明治時代に80名以上で登記された共有林野が数多く存在する。登記を実施しようとした場合、入会権相続人は2000人以上と推測され、入会権消滅の相続確認事務に多大な労力と時間を要し、現実的に登記ができない状態となっている。 また、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」に基づき林野整備を実施する場合には、整備意思確認のため入会権者全員の同意取得が必要となるが、過去において取り組みを実施したものの、長い期間と多額の費用を要し計画を断念した経緯もある。 さらに、これらに該当する筆数は100を超えており、道路改良や森林環境整備などの公共事業による土地の取得などに支障をきたしている状況である。 このことから、権利者不明及び相続困難者の権利消滅を容易にし、所有権を確定し登記することを可能とするため、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって官報掲載で公告するなどにより、入会権者を確定できるようにする、又は整備計画の作成意思の確認及び権利消滅に係る入会権者全員の同意取得を不要とする。	C	I	不動産登記の手続において提供を求める情報には、取扱いが困難なものもなく、登記手続によって支障を生じてはいないと考える。	今回の提案内容は、貴省の回答にあるような不動産登記を行う際の手続きの簡素化を求めているのではなく、入会林野整備計画を作成する際に必要となる、入会権者や入会林野に権利を有する者のうち現在は行方不明となっている者の合意や権利放棄の同意を得るための手続きの簡素化を求めるものである。このことについて、民法上の観点から貴省の見解を回答されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	回答は、現行法に基づき入会林野整備計画を策定した場合の、登記手続について記載したものである。提案の主旨は、民法で入会権について各地方の慣習に従うとされているが、集落から転出した者が入会権や権利関係を失うという慣習が無かった場合、入会権者からの整備意思の確認作業に多くの労力を要することが想定されるため、現在の入会権者の合意をもって官報で公告するなどして権利確定できないかの検討をお願しいた。また併せて、明認方法として入会地現地に立て看板を設置し告示することにより同意を取得したものとすることで権利確定できないかの検討をお願しいた。		1 0 9 7 0 1 0	田村市	福島県	法務省 農林水産省
050200	定期建物賃貸借契約において、賃借人に預金義務を課する等特約を用いることの容認	借地借家法第27条、第28条、第30条	賃借人に解約する権利を留保したとしても、その解約の申入れには、借地借家法第28条の正当事由があると認められる必要がある。	定期建物賃貸借契約に係る賃借料の支払いに付随して、一定金額の貯蓄を特約し、当該特約条項に反する場合、契約不履行による解約理由とすることの容認	保証金等を徴収しないこととの均衡措置として、契約全体としての公平性を評価する。空き家の所有者が空き家を安心して賃貸借の対象として活用できるような措置するもの。	C		解約の申入れには、借地借家法第28条の正当事由があると認められる必要があるところ、提案のように「一定金額の貯蓄を継続するという特約」に違反したことをもって解約を認めることは、当事者双方の諸事情を総合的に判断しつつ賃借人の居住の利益を保護しようとする正当事由の趣旨に反するため、対応困難である。	1 回答内容として「賃借人の居住の利益を保護」とありますが、まず「賃借人」となれる人を増やすには貸し手を増やすことが必要と考えます。それがより多く可能となることが、「賃借人」の居住の利益につながるかと判断が定期賃貸借制度の考え方ではないかと考えます。 2 契約に際して、賃借人に預金義務を課する特約(例えば、「賃借人は、本契約に基づき賃借人名義で 銀行に開設する定期積立預金口座に毎月 円を預け入れるものとする、等)を設けることは、借地借家法に抵触するものではないと解しますが、所管省庁の御見解はどうでしょうか。(解約事由とはしない場合の見解)	南丹田舎すまいるプラン	1 1 0 0 2 0	個人	京都府	法務省	
050201	定期建物賃貸借契約において、賃借人に預金義務を課する等特約を用いることの容認	-	要望事項を規制する法務省所管の法令はない。	造作買取請求権について、買い取るべき価格の上限を定める特約の容認	賃貸価格を低く設定する均衡措置として、賃借人が行った造作を時価で買い取るべきことを請求する権利に対する上限の設定を行う。 空き家の所有者が空き家を安心して賃貸借の対象として活用できるような措置するもの。	E	-	提案者は、借地借家法第33条(造作買取請求権)の規定が規制に当たっているといるが、同規定は強行規定ではない(同法第37条参照)。	田舎の空き家では、上水道の供給区域、下水道の供用区域ではあるが、住人が不在であったことから当該建物の敷地(宅地)まで管渠等が到達しておらず、こうしたサービスを供給するため、主として公道部分で行政が行う工事に対して受益者の負担が必要となる場合がありますが、賃借人がそれを負担した場合、造作買取請求権として扱うことができるかについて、所管省庁の御見解はいかがでしょうか。	南丹田舎すまいるプラン	1 1 0 0 2 0	個人	京都府	法務省	
050210	金融機関が契約に基づき預金者の預金情報を指定された者に通知すること及び預金の払い戻しに指定された者の同意を要することの容認	-	要望事項を規制する法務省所管の法令はない。	賃借人から、預金口座の開設時に次のサービスの提供について依頼があった場合、金融機関は当該依頼の範囲内において実施する賃借人に関する個人情報の提供について、個人情報の保護に関する法律第23条に規定の本人の同意を必要としないこととする。 ・定期建物賃貸借契約に係る一定金額の貯蓄の特約の履行状況を指定された者に通知すること ・定期建物賃貸借契約の終了期の到来の予告をすること ・定期建物賃貸借契約が有効である間において、預金の払い戻しに指定された者(地縁による団体)の同意を要することとする。	金融機関が協力しやすいように、特区における特例措置として法的根拠を付与するもの。	E	-	要望事項を規制する法務省所管の法令はない。			1 1 0 0 3 0	個人	京都府	金融庁 法務省 内閣府	